

第4章 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

本制度が施行された昭和26年12月から平成28年度末までに、1,118件の意見照会への回答事案等が終結している。平成28年度に係属した事案は、前年度から繰り越された14件と28年度に新たに受け付けた27件の計41件であり、このうち14件が28年度中に処理され、残りの27件が29年度に繰り越された（表2-4-1）。

表2-4-1 意見照会への回答等の処理件数

	平成29年3月末現在		(参考) 28年度 係属件数
	処理件数	28年度 処理件数	
総数（昭和26年から平成29年3月末までに終結したもの）	1,118	14	41
土地収用法に基づく事業認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （国土交通大臣）	1,106	14	41
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 国土交通大臣等）	232	8	32
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 都道府県知事）	19	0	0
収用委員会の裁決に対する審査請求に関する意見照会	855	6	9
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に基づく土地等の使用又は収用の認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （防衛大臣）	2	0	0
鉱業法に基づく承認申請（公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる経済産業局長の決定について） （経済産業大臣）	1	0	0
採石法に基づく承認申請（採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての経済産業局長の決定について） （経済産業局長）	7	0	0
森林法に基づく森林から木材等を搬出する者の土地使用に関する都道府県知事の認可・裁定等の処分に対する不服申立てに関する意見照会 （農林水産大臣）	2	0	0

(注) 1 「事業認定に関する処分に対する審査請求」欄の「国土交通大臣等」は、土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。

2 森林法に基づく意見照会については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号、平成12年4月1日施行）により廃止。

第1節 平成28年度に係属した意見照会事案

平成28年度に係属した意見照会事案の概要は、次のとおりである。

1 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成26年(イ)第9号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年9月24日
- (9) 回 答 日 平成28年8月24日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、却下すべきものとする。なお、審査請求人の主張についても理由がないものとする。

2 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成26年(イ)第10号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者2人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月6日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年10月20日
- (9) 回 答 日 平成28年10月20日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

3 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成26年(イ)第13号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法

- (2) 処 分 庁 国土交通大臣（九州地方整備局長）
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成25年10月6日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 事業認定の取消し
- (8) 意 見 照 会 の 受 付 日 平成26年11月27日
- (9) 回 答 日 平成29年3月3日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、審査請求人の主張の一部については調査検討の上結論を出すべきであるが、その余の主張に係る審査請求は理由がないものとする。

4 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

（平成26年（イ）第14号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣（九州地方整備局長）
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成25年10月7日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 事業認定の取消し
- (8) 意 見 照 会 の 受 付 日 平成26年11月27日
- (9) 回 答 日 平成28年11月28日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

5 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

（平成26年（イ）第15号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣（九州地方整備局長）
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成25年10月7日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 事業認定の取消し
- (8) 意 見 照 会 の 受 付 日 平成26年11月27日
- (9) 回 答 日 平成28年11月28日

(10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

6 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成26年(イ)第16号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月6日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成26年11月27日
- (9) 回 答 日 平成28年8月3日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

7 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成27年(イ)第1号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年1月19日
- (9) 回 答 日 平成28年11月28日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

8 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成27年(イ)第5号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定

- (5) 審査請求人 土地所有者等64人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月1日～7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年3月19日

9 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成27年(イ)第6号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処分の内容 事業認定
- (5) 審査請求人 土地所有者等6人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年3月19日
- (9) 回答日 平成28年11月28日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

10 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成27年(イ)第7号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処分の内容 事業認定
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年3月19日

11 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成27年(イ)第11号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日

- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月3日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年8月20日

12 国土交通大臣（近畿地方整備局長）起業、一般国道26号改築工事（第二阪和国道・大阪府泉南郡岬町淡輪地内から和歌山県和歌山市大谷字中得地内まで）並びにこれに伴う市道、二級河川、普通河川、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

（平成27年（イ）第13号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 大阪府収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成27年2月24日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成27年3月23日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成27年11月17日
- (9) 回 答 日 平成28年5月31日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

13 国土交通大臣（東北地方整備局長）起業、一般河川鳴瀬川水系鳴瀬川河口部改修工事（右岸：宮城県東松島市野蒜字下沼地内から同市野蒜字立石地内まで）に係る審査請求に関する意見照会

（平成28年（イ）第1号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 宮城県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成27年10月5日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者兼物件所有者1社
- (6) 審査請求のあった日 平成27年11月5日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成28年3月25日
- (9) 回 答 日 平成28年8月3日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

14 国土交通大臣（近畿地方整備局長）起業、一般国道483号新設工事（北近畿豊岡自動

車道「日高豊岡南道路」及び「八鹿日高道路」・兵庫県豊岡市上佐野字長尾谷地内から養父市八鹿町高柳字ナベ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び県道拡幅工事に係る審査請求に関する意見照会

（平成28年（イ）第2号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 兵庫県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成27年10月26日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成27年11月23日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成28年3月25日
- (9) 回 答 日 平成28年10月20日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

15 大阪府起業、一級河川淀川水系安威川ダム建設工事並びにこれに伴う附帯工事及び附帯工事に伴う市道付替工事に係る審査請求に関する意見照会

（平成28年（イ）第3号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 大阪府収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成28年2月23日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成28年3月16日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成28年7月21日
- (9) 回 答 日 平成28年12月15日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

16 横浜市及び首都高速道路株式会社起業、横浜国際港都建設道路事業1・4・8号高速横浜環状北西線に係る審査請求に関する意見照会

（平成28年（イ）第4号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 神奈川県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成28年2月4日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成28年3月4日

- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成28年11月8日
- (9) 回 答 日 平成29年2月1日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

17 東日本高速道路株式会社起業、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事（北海道小樽市蘭島2丁目地内から同市新光町地内まで）に係る審査請求に関する意見照会

（平成28年（イ）第5号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 北海道収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成28年1月8日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成28年2月6日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成28年11月8日
- (9) 回 答 日 平成29年3月30日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

18 岩手県起業、県道野田山形線改築工事並びにこれに伴う一般国道及び村道付替工事に係る審査請求に関する意見照会

（平成28年（イ）第6号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 岩手県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成28年3月18日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成28年5月3日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成28年12月15日

19 岩手県起業、県道野田山形線改築工事並びにこれに伴う一般国道及び村道付替工事に係る審査請求に関する意見照会

（平成28年（イ）第7号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 岩手県収用委員会

- (3) 処分のあった日 平成28年3月18日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成28年5月1日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成28年12月15日

20 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成28年(イ)第8号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処分の内容 事業認定
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月3日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成28年12月15日

21 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成28年(イ)第9号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日
- (4) 処分の内容 事業認定
- (5) 審査請求人 土地所有者3人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月4日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成28年12月15日

22 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成28年(イ)第10号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処分のあった日 平成25年9月6日

- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者等65人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月4日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成28年12月15日

23～39 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成28年(イ)第11号～第27号事件) (計17件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者等17人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月4日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成28年12月15日

40 東日本高速道路株式会社起業、高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線新設工事(北海道小樽市蘭島2丁目地内から同市新光町地内まで)並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成29年(イ)第1号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 北海道収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成28年5月13日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者兼物件所有者1社
- (6) 審査請求のあった日 平成28年6月9日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成29年3月30日

41 長崎県及び佐世保市起業、二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る審査請求に関する意見照会

(平成29年(イ)第2号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣(九州地方整備局長)
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成25年9月6日

- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成25年10月7日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成29年3月30日